

年 月 日

高等職業訓練促進給付金支給額決定通知書

様

八頭町福祉事務所長 ㊟

年 月 日付けで提出のあった高等職業訓練促進給付金受給者現況届により
下記のとおり支給月額を決定しました。

記

支 給 月 額	円
適 用 年 月	年 8月分から 年 月分まで

(備考)

1 修業期間中の高等職業訓練促進給付金に係る受給者状況の確認

高等職業訓練促進給付金を継続して受給するためには、毎年7月に「高等職業訓練促進給付金受給者現況届」の提出が必要です。提出に際しては、次の書類を添付してください。

(※公簿等によって書類を確認できる場合は、添付書類を省略することができます。)

なお、所得の状況に応じ、支給取消又は支給月額が変更されることがあります。

ア あなたの属する世帯全員の住民票の写し

イ あなたの前年分の所得課税証明書

ウ あなたと同一世帯の者の市町村民税に係る納税証明書

2 受給資格の喪失等

以下に該当する場合には、やむを得ない事由があるときを除き、14日以内に「高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届」を届け出てください。

ア 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、町内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき

イ あなた若しくはあなたと同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき

ウ 世帯を構成する者に異動があったとき